

裁判の進捗

前橋地裁で 2020.10.1 請求棄却判決。東京高裁第 4 民事部に係属中。第 2 回期日は 10/20 (水) 15:00。証人採否決定が予定される。証人申請 (青井未帆教授、河野克俊氏 (前統合幕僚長))

安保法制の違憲性

法令…憲法上、集団的自衛権を行使できない。

2014 年 7 月 1 日閣議決定で変更。2015 年 9 月 19 日成立

『一見して明白に憲法に違反』(宮崎礼壹証人尋問調書 3 頁)

適用…・2017 年「朝鮮半島危機」の際、日米が安保法制の下、同盟調整メカニズムを適用し、重要影響事態・存立危機事態を認定する直前まで動いた。

・57 回 (成立後から令和 2 年まで。) 行われた米艦防護の事実でいつ新安保法制の 4 つの事態がおきてもおかしくなかった。

原判決の問題点及び控訴理由

- ・訴え認否の場面での「司法権の範囲」を理由に違憲審査権行使をすべきでないとする誤り
- ・憲法判断をしない。←再婚禁止期間違憲判決 (最大判 H27.12.16)
- ・軍事的危険性についての認識不足←元東京新聞の半田滋証人、朝鮮半島有事
- ・平和的生存権 (百里基地事件判決) ←名古屋高裁イラク派兵、(憲法が予定している平和)
- ・人格権侵害、危険が現実化していない←実害後は手遅れ (憲法秩序)
- ・受忍限度←違憲違法な国家行為に「受忍」義務は発生しない。
- ・憲法改正・決定権←憲法改正手続を経ない、“解釈改憲”は違憲
- ・「戦争とテロ行為に直面する危険性が現実化して・・・いない」(原審判決 30 頁)
←上記 2017 朝鮮半島危機のとき、日米が「軍事オプション」を前提に動いた事実の立証
- ・「将来・・・集団的自衛権の行使としての防衛出動の対象となる特定の事象が現実には生じた時点で、初めて我が国を対象とする武力攻撃やテロ行為の恐れが切迫しているか、次に、原告らの上記生命、身体、及び平穏な生活という人格的利益が侵害される危険に瀕しているかを検討し得るもの」(原審判決 30 頁)
← (具体的立証計画) 安保法制施行後に起きた『2017 年米朝危機』、米軍と自衛隊は、『同盟調整メカニズム』(平成 30 年防衛白書 265 頁、青井未帆著「憲法と政治」岩波新書 117 頁)のもと、自衛隊の河野克俊統合幕僚長と、「米軍のジョゼフ・ダンフォード統合参謀本部議長・・・と頻りに連絡を取り合い、日米で緊密に連携して、対応」(文藝春秋 2019.8 月号 240 頁『米朝危機』自衛隊が最も緊迫した瞬間 河野克俊)(いずれも当時の役職です。)し、「軍事オプションをとるかどうかは政治が決めることだ。しかし軍としては政治から GO がかった時、準備ができていませんでは話にならない。常識的には、米軍はさまざまな軍事作戦を検討していたと思う。・・・北朝鮮が・・・米国のレッドラインを踏み越えたら軍事オプションは現実味を帯びる。・・・最悪のことが起きた時に、『すみません。何も考えていませんでした』では自衛隊のトップの責任を果たすことはできない。」(河野克俊著「統合幕僚長我がリーダーの心得」264～266 頁) 以上